

京都市動物園内自動販売機設置仕様書

京都市では、京都市動物園内に来園者の利便性向上に資することを目的として、自動販売機を設置する事業者（以下「営業事業者」という。）を募集します。

入札に参加を希望される営業事業者の方は、こちらの仕様書をよく読み、以下の事項を御承知のうえ、お申し込みください。

1 設置条件等

(1) 所在地

京都市左京区岡崎法勝寺町 京都市動物園内（別紙1参照）

(2) 設置場所（別紙2参照）、台数、寸法上限、最低使用料

設置番号	設置場所	設置面積寸法上限	設置可能台数	最低使用料年額（税込）
①	学習・利便施設南側	W1,400×D950×H1,900	1台	7,200,000円
②	アフリカの草原西側		3台	
③	おとぎの国南側		2台	
④	類人猿舎南側		3台	
⑤	雨天休憩所西側		3台	
			12台	

※ 寸法上限には、使用電力計測用の子メーター設置寸法を含み、空容器の回収箱設置場所を含みません。

※ 設置可能台数は12台としていますが、設置台数は来園者サービスや販売効率等を考慮したうえで営業事業者に決定していただきます。ただし、10台以上は必ず設置してください。

※ 設置に当たっては、京都市動物園の指示に必ず従ってください。

(3) 営業事業者

設置番号①から⑤を合わせて1営業事業者とします。

※ 営業事業者の決定方法は、「6 営業事業者の決定」を参照してください。

(4) 空容器回収箱

営業事業者は、設置する自動販売機に併設して空容器の回収箱を設置しなければなりません。

空容器の回収箱は、容器の種類ごとに分別可能なものとし、満杯とならないように適切に回収し、回収した容器は、関係法令等に基づき適切にリサイクルしてください。

回収箱の形式に指定はありませんが、事前に京都市動物園と協議のうえ設置してください。

なお、協議は園内に設置予定の回収箱の大きさや安全性を事前に確認するためのものです。

(5) 取扱商品及び販売価格

ア 取扱商品

ペットボトル・カン・紙パック等の密閉式の容器に入った清涼飲料水（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶、乳製品及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は行わないでください。

イ 販売価格

標準販売価格（メーカー小売希望価格）としてください。

(6) 設置機種等

ア アウトドア型（ペットボトル、カン、紙パック式）の飲料用自動販売機

なお、少なくとも1台は、紙パック式を設置してください。

デザインは、営業事業者を決定した後、本市が提供する動物等の画像を1台ごとに別のデザインでラッピングしていただきます。

なお、ラッピング費用は営業事業者負担とします。

イ ユニバーサルデザイン

高齢者、障害者、子どもでも使用しやすいユニバーサルデザインの自動販売機としてください。

ウ 環境対策

消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機や、二酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、開園時間外（午後5時から午前9時まで）や休園日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた自動販売機としてください。

エ 電気子メーター

設置するすべての自動販売機に、使用電力計測用の電気子メーターを設置してください。

オ メッセージボード搭載型

設置する自動販売機のうち、メッセージボード搭載型のものを4台以上設置してください（動物園内情報やイベント情報を発信し、メッセージの変更が軽微にできるもの）。

(7) 耐震対策等

自動販売機を設置するに当たっては、耐震対策（転倒防止策）を施すなど、安全に設置してください。

なお、設置に当たり必要となる工事等に要する一切の経費は、営業事業者の負担となります。

(8) 衛生管理等

衛生管理、感染症対策等については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ってください。

(9) 緊急連絡先の表示

営業事業者は、設置する全ての自動販売機に故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、すべて営業事業者の責任において対応してください。

(10) 維持管理等

ア フルオペレーション

営業事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期点検、自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。特に繁忙期については、売り切れがないように商品を補充してください。

イ 作業時間等

作業内容、作業時間等については、事前に京都市動物園と協議のうえ、来園者の妨げにならないよう、また園内での公務に支障を来たすことのないよう十分に注意をして行ってください。

(11) 機器の変更等

設置した自動販売機の機種の変更を行う場合は、予め京都市動物園総務課に申し出たうえで、承諾を得てください。

2 応募資格要件

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する方が、営業事業者に応募することができます。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録し、かつ、次に掲げる資格を有している方

- ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（営業事業者自らが管理・運営するものに限る。）について3年以上の実績を有していること
- イ 応募者又は同一グループ企業が「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること
- ウ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと

(2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、次に掲げる資格を有し、かつ、自己を証明する書類（注）を提出すること

- ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について3年以上の実績を有していること
- イ 応募者又は同一グループ企業が「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること
- ウ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと
- エ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと
- オ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと
- カ 申出者又は応募者である役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条例同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと

(注) 自己を証明する書類

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、申し込みに当たって、一部の方を除いて*、下記の書類の御提出をお願いします。

<申込者又は応募者が個人であるとき>

- ・印鑑登録証明書
ただし、申出日又は応募日から3箇月以内に発行されたものに限る。
- ・誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

<申出者又は応募者が法人であるとき>

- ・登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）
ただし、申出日又は応募日から3箇月以内に発行されたものに限る。
- ・誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

※ 印鑑登録証、登記事項証明書¹の提出を免除する方

- 1 国内証券取引所上場企業
- 2 法に基づき、国や地方公共団体から免許、許可を得て営業を行う企業及び国や地方公共団体からの認可を得て設立される法人
- 3 その他企業実態について、特別の事情により、上記1及び2に準じて、本市の契約相手方とするに足りる信用性があると認められるもの

※ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）の提出を免除する方

- 1 国、地方公共団体、外郭団体、NPO法人・公益社団法人・公益財団法人等の法令等により設立に当たって暴力団員等が排除されている団体
- 2 町内会、自治連合会等
- 3 指定管理者として指定されている事業者、一般競争入札参加資格者、指名競争入札参加資格者等
- 4 京都市暴力団排除条例第6条に該当する場合（市民の権利を不当に侵害することとなる場合）

上記に該当しない方は、必ず「自己を証明する書類」を全て御提出ください。

3 募集条件等

(1) 設置期間

営業事業者に対する使用許可の期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間とします。

なお、平成29年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、最長2年（平成31年3月31日まで）を限度に引き続き1年ごとに使用許可を更新することとします。

(2) 使用料

ア 応募価格（提案使用料）

応募申込書の該当欄に、応募価格（提案使用料）として、年額の使用料を百円単位で記入してください。

イ 使用料の納入

本市が発行する納入通知書により、年額使用料の12分の1の金額を毎月10日（10日が閉庁日の場合は翌開庁日）までに納入してください。年額使用料の12分の1に100円未満の端数がある場合は、その端数の金額は4月分使用料に含めて納入していただきます。

本市が指定する期日までに使用料が納入されない場合は、使用許可を取り消します。

なお、この場合において、自動販売機の撤去に要する費用、その他一切の経費は営業事業者の負担となります。

ウ 更新後の使用料

前記3(1)に記載する使用許可の更新が果たされた場合、更新後の使用料については、引き続き当初の使用料と同額とします。

(3) 必要経費

ア 自動販売機の設置、撤去及び原状回復

自動販売機の設置、撤去及び原状回復は営業事業者自らの責任で行い、これらに要する工事費等の一切の費用は、営業事業者の負担とします。

イ 電気料

自動販売機の運転に必要な電気料は、自動販売機に設置する電気子メーターの検針に基づき、営業事業者の実費負担とします。

電気料金は、本市が発行する納入通知書により、毎月ごとに本市が指定する期日内に納入してください。

※ 電気料金は月により異なりますが、目安として1kwh当たり23円～25円です。

(4) 遵守事項等

ア 募集条件等を遵守し、使用料及び必要経費についてもそれぞれの期限までに確実に納付してください。

イ 本件の自動販売機設置の権利については、第三者への譲渡又は転貸を禁止します。

ウ その他定めのない事項については、協議のうえ決定します。

(5) 事故責任

自動販売機の設置によって第三者に生じた事故が、本市の責に帰さない事由による場合は、営業事業者が補償することとします。

(6) 商品・機種等の盗難・破損

本市の責によることが明らかな場合を除き、当該自販機に係る盗難事故や破損事項等に関して、本市は、その一切の責任を負わないこととします。

また、営業事業者は自販機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は、営業事業者が負担することとします。

(7) 原状復旧

営業事業者は、自動販売機を撤去したときは、営業事業者の責任と負担のもとに原状復旧を行い、本市の確認を受けることとします。

4 応募申込手続

(1) 申込方法

ア 郵送での申込み

(7) 申込受付期間

平成28年2月15日(月)～平成28年2月29日(月) 必着

(4) 送付先

〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町 京都市動物園総務課

(7) 送付方法

簡易書留郵便で京都市動物園総務課に送付してください。

普通郵便で送付された場合、京都市動物園総務課に不着のときは、応募がなかったものと見なしますので御注意ください。

イ 持参される場合

(7) 申込受付期間

平成28年2月15日(月)～平成28年2月29日(月) 午後5時まで

(4) 提出先

京都市動物園総務課 まで

(2) 必要書類（各1部ずつ、イ及びウの様式は任意）

- ア 応募申込書 様式1
- イ 販売予定品目（自動販売機用）
- ウ 設置予定機器等の仕様が分かる資料

(3) その他

- ア 前記以外による受付（電話、電子メール、ファックス等）は行いません。
- イ 提出された書類の返却は行いません。
- ウ 様式は、京都市動物園のホームページからダウンロードできます。

京都市動物園ホームページアドレス <http://www5.city.kyoto.jp/zoo/>

5 質問及び回答

本件に関する質問があれば、質問書様式2にその内容を記入のうえ提出してください。

(1) 質問書受付期間（持参、FAX又は電子メール）

平成28年2月15日（月）～平成28年2月24日（水）まで
【午前9時～正午、午後1時～午後5時】

(2) 質問書提出先

〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町 京都市動物園総務課

(3) 質問に対する回答

回答につきましては、質問の受付日から起算して3営業日以内に京都市動物園のホームページに掲載します。

京都市動物園ホームページアドレス <http://www5.city.kyoto.jp/zoo/>

(4) その他

- ア 公平で厳正な選定を確保するため、質問書による質問以外（電話、電子メール等）には一切応じられません。
- イ また、応募内容、審査等に関する問い合わせには一切応じられません。
- ウ 様式は、京都市動物園のホームページからダウンロードできます。

京都市動物園ホームページアドレス <http://www5.city.kyoto.jp/zoo/>

6 営業事業者の決定

(1) 決定方法

ア 提出された応募申込書等の応募書類を審査したうえで「2 応募資格要件」を満たす者のうち、応募価格（提案使用料）が、「1 設置条件等」で本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を営業事業者に決定します。

イ 上記の最高金額である応募者が2者以上あった場合は、当該応募者の立会いのもと、くじにより決定することとします。

(2) 決定予定日

平成28年3月4日（金）に決定する予定です。

(3) 決定後の通知及び公表について

上記のとおり決定された後、各応募者へ決定された営業事業者名及び決定金額を通知します。ま

た、京都市動物園ホームページにおいて、決定された営業事業者が法人、個人の区分と決定金額を掲載します。

京都市動物園ホームページアドレス <http://www5.city.kyoto.jp/zoo/>

(4) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

- ア 指定の日時までに応募書類等を提出しなかったもの
- イ 応募者の記名押印がないもの
- ウ 他の応募者の応募を掛け持ちしたときは、その全部のもの
- エ 応募価格（提案使用料）又は応募者の氏名その他の主要な部分が識別し難いもの
- オ 応募者による訂正印のない応募価格（提案使用料）の訂正、削除、挿入等があるもの
- カ 営業事業者の決定に関し不正な行為を行ったもの
- キ その他この要項に条件等に違反したもの

7 使用許可申請の手続

営業事業者に決定した者は、以下の手続を行っていただきます。

(1) 行政財産使用許可申請書の提出

本市指定の様式により行政財産使用許可申請書を御提出いただきます。

(2) 設置する機器等の資料

図面等、設置する自動販売機の仕様が分かる資料等の一式を御提出いただきます。

8 営業事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、営業事業者の決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可の手続に応じなかった場合
- (2) 営業事業者の決定後、「2 応募資格要件」を満たさなくなった場合
- (3) その他本市が行政財産使用許可の相手方として不適当と認めた場合

9 その他

- (1) 3(3)に記載する必要経費のほか、応募、質問及び行政財産使用許可の手続に要する一切の費用は、営業事業者で御負担いただきます。
- (2) 営業事業者には、自動販売機の設置後、本市が指定する様式により毎月の販売実績を報告していただきます。

参考資料

京都市動物園の入園者数 単位：人

	25年度	26年度	27年度
4月	97,094	96,314	104,214
5月	129,054	127,314	135,396
6月	61,806	48,841	51,938
7月	29,497	30,395	39,338
8月	36,036	47,734	53,835
9月	70,165	95,425	138,386
10月	98,541	98,981	145,883
11月	93,698	82,663	120,810
12月	32,841	21,046	61,923
1月	48,044	33,201	94,069
2月	33,701	37,057	
3月	75,143	100,921	
合計	805,620	819,892	945,792

自動販売機の販売実績 単位：本

	25年度	26年度	27年度
4月	11,333	15,422	15,499
5月	19,478	19,086	21,031
6月	7,865	9,717	9,610
7月	8,755	6,609	8,105
8月	12,217	11,083	11,630
9月	13,322	17,800	16,824
10月	11,654	10,452	14,009
11月	10,009	8,893	9,800
12月	5,207	4,064	3,500
1月	6,004	4,906	
2月	5,406	3,851	
3月	11,122	9,024	
合計	122,372	120,907	110,008

【問合せ先】

京都市動物園 総務課（担当：塩見^{しおみ}、壽^{ことぶき}）

〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町

電話（075）771-0210（直通）

FAX（075）752-1974

京都市動物園ホームページアドレス <http://www5.city.kyoto.jp/zoo/>